



帝國臣民身分法

祿

大隈

293





114  
A2659



民身分法

第一章 臣民身分ノ得有

左ニ掲ケル者ハ出生ニ因

リ日本臣民身分ヲ得有ス

一 日本人ヲ父トスル正出子

二 日本人ヲ母トスル私出子

三 外國人ヲ母トスル私出子ニ

シテ其ノ父タル日本人ノ認知

ヲ受ケタル者

四 日本帝國ノ領内ニ生レ父母

大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈



共ニ知レサル者

第二條 外國人ハ第二章ノ規定ニ  
從ヒ歸化ニ因リ日本臣民身分ヲ  
得有ス



第三條 外國女ニシテ日本人ノ妻  
ト為リタル者ハ當然日本臣民身  
分ヲ得有ス



第四條 日本ニ歸化シタル者ノ妻  
及未成年ノ子ハ反對ノ正條ナキ  
場合ニ於テハ日本臣民身分ヲ得  
有ス但シ其ノ子ハ成年ノ後一個  
年內ニ第三十二條ノ申出ヲ為ス  
ニ因リ外國ノ國民身分ヲ撰擇ス  
ルコトヲ得  
前項ノ規定ハ外國女ニシテ日本  
人ノ妻ト為リタル者ノ未成年ノ  
子ニモ之ヲ適用ス



第五條 左ニ掲ケル者ハ日本ニ住

居スルニ於テハ其ノ本國ノ法律

ニ從ヒ成年ニ至リシ時ヨリ一個

年内ニ第三十二條ノ申出ヲ為ス

ニ因リ日本臣民身分ヲ得有ス

一 第一條ニ掲ケタル日本人ニ

シテ其ノ親ノ身分ノ變更ニ因

リ日本臣民身分ヲ失ヒタル者

二 親ノ日本ニ歸化シタル時成

年ナリシ外國人



三 日本帝國ノ領内ニ生レタル  
外國人ノ子ニシテ又帝國ノ領  
内ニ生レタル者

第六條 國民身分ナキ者ト婚姻シ  
タル日本女子及父母共ニ國民  
身分ナキ者ニシテ日本帝國ノ領  
内ニ生レタル者ハ日本臣民身分  
ヲ有ス



第二章 歸化

第七條

左ノ條件ヲ具ヘタル外國人ハ日本帝國ニ歸化スルノ願書ヲ呈出スルコトヲ得

- 一 本國ノ法律ニ依リ成年ニシテ治産ノ能力ヲ有スル事但シ未成年者ト雖其ノ父又ハ後見人ノ承諾ヲ得タル者ハ願書ヲ呈出スルコトヲ得

二 品行正シキ事



三 獨立シテ生活スルノ資産又ハ技能アル事

四 願書呈出前引續キ滿五個年日本ニ住居シ仍引續キ住居セントスル事

五 願書呈出ヨリ少クトモ二個年前ニ日本帝國ニ歸化セントスルノ意アルコトヲ其ノ住居地ノ身分取扱役場ニ届出タル事

第八條 有益ノ發明ヲ日本帝國ニ傳ヘタル者又ハ農工技術ニ付キ著シキ効益ヲ日本帝國ニ起シタル者其ノ他日本ノ為ニ功勞アル者ハ第七條第四號及第五號ノ條件ヲ特免ス



第九條 第七條第五號ニ依リ歸化  
セツトスルノ意アルコトヲ届出  
タル後未タ歸化セズシテ死シ  
タル者ノ妻子ハ日本ニ住居スル  
ニ於テハ其ノ届出ヨリ二個年ノ  
後同條第一號乃至第四號ノ條件  
ヲ具フルトキハ歸化ノ願書ヲ呈  
出スルコトヲ得



第十條 第七條第四號ニ記載セル  
期限ノ間ニ日本帝國ヲ離ル、コ  
ト引續キ六個月以上ニ及フトキ  
ハ二個年ヲ經過セサル間ハ其ノ  
離レタル年月ヲ扣除シテ前後ノ  
年月ヲ通算ス但シ日本政府ノ官  
用ノ為ニ外國ニ在ル年月ハ之ヲ  
扣除セス



第十一條

歸化ノ願書ニハ保證人  
三名連署シ願人ノ國民身分氏名  
職業年齡住所仍引續或本ニ住居  
シ又ハ日本政府ニ任用セラルル  
ノ意アル事ヲ記載シ並ニ第七條  
第八條第九條ニ掲ケタル條件ノ  
證明ニ必要ナル文書ヲ添ケルヲ  
要ス



第十二條 歸化ノ願書ハ之ヲ現住地  
ノ地方長官ニ由リ司法大臣ニ呈出  
スヘシ司法大臣ハ願人ノ品行及其  
ノ他必要ナル事項ヲ取調ヘ上奏シ  
テ勅裁ヲ請フノ後地方長官ヲ經テ  
歸化證ヲ付與スヘシ



第十三條 歸化人ハ歸化證ヲ受領

スルノ日ニ於テ日本帝國ニ臣徒  
ノ誓ヲ爲スヘシ歸化證ハ此ノ誓  
ヲ爲シタル後ニ非サレハ効力ヲ  
有セス



第十四條 歸化ノ願ヲ許サレサル  
者ハ願書ヲ却下セラレタル日ヨ  
リ一箇年以上日本ニ住居スルニ  
非サレハ再々歸化ノ願書ヲ呈出  
スルコトヲ得ス



第十五條 歸化證ニハ歸化者ト共  
ニ日本臣民身分ヲ得有スル者ヲ  
併記スヘシ



第十六條 凡日本帝國ニ於テ官吏

ニ任用セララルヘキ外國人ニシテ

歸化ノ願ヲ為シタル者ハ第十三

條ヲ除ク外前數條ノ規定ニ依ラ

ス樞密院ノ議ヲ經勅裁ニ依リ歸

化證ヲ付與セララル、コトアルヘ

シ



第十七條 左ニ掲ケル外國人ハ日

本ニ住居スルニ於テハ成年ノ後

何時ニテモ第三十二條ノ申出ヲ

為スニ因リ日本臣民身分ヲ得有

ス

一 一年以上引續キ日本ノ陸海

軍役ニ服シタル者

二 日本ノ徵兵ニ際シ外國ノ國

民身分ヲ申立ケリシ者



第十八條 歸國ノ意ナク十個年間  
日本ニ住居スル外國人ハ歸化ノ  
手續ヲ為スヘシ



第十九條 第二條第四條第五條第  
二號第三號第六條第十六條第十  
七條ニ依リ日本臣民身分ヲ得有  
スル者ハ其ノ身分ヲ得タル日ヨ  
リ十個年ヲ経タル後特ニ帝國議  
會ノ承認ヲ得ルニ非サレハ兩院  
ノ議員國務大臣樞密顧問及陸海  
軍ノ將官ト爲ルコトヲ得ス



第三章 臣民身分ノ喪失

第二十條 左ニ掲クル者ハ當然日本

本臣民身分ヲ失フ

- 一 外國人ノ妻ト為リタル日本  
人及其ノ未成年ノ子但シ當然  
其ノ夫及父ノ身分ニ從フトキ
- 二 外國人ノ養子ト為リタル者  
但シ當然養親ノ身分ニ從フト  
キ
- 三 日本人ヲ母トスルノ私出子



ニシテ其ノ父タル外國人ノ認  
知ヲ受ケタル者

四 外國ニ歸化シタル者

五 日本政府ノ許可ヲ得スシテ

外國ノ官ニ就キ又ハ恩給ヲ受

ケ又ハ兵役ニ服シ又ハ軍隊ニ

入リタル者但シ日本政府ノ命

ニ從ヒ外國ノ官職恩給又ハ兵

役ヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

六 戦時又ハ開戦セントスル時

外國ニ滞在シ日本政府ノ公布

シタル歸國ノ命令ニ從ヒ期限

内ニ歸國セサル者



第二十一條 外國ニ歸化シタル者

ノ妻及未成年ノ子ハ反對ノ正條

ノキ場合ニ於テハ日本臣民身分

ヲ失フ



第二十二條 日本人ニシテ本國ヲ  
去リタル者ハ出立ノ日ヨリ起算  
シテ引續キ十年間外國ニ住居ス  
ルニ由リ臣民ノ身分ヲ失フ但シ  
此ノ年限ハ本人ニ於テ若シ旅券  
又ハ同様ノ證書ヲ所持スルトキ  
ハ其ノ旅券又ハ證書ノ満期ノ日  
ヨリ起算シ若シ日本ノ公使館又  
ハ領事館ニ於テ記入ヲ受ケ又ハ  
本國ノ身分事務取扱役場ニ外國



住居ノ届出ヲ為シタルトキハ其  
ノ記入又ハ届出ノ後一年ノ終ヨ  
リ起算ス

前項ノ期限ハ未成年者ニ付テハ  
成年ニ達シタル日ヨリ起算ス  
身分ノ喪失ハ日本ニ住居セサル  
ニ於テハ本人ノ妻及未成年ノ子  
ニ及フモノトス

第二十三條 日本人ニシテ外國ニ

移住セシコトヲ致シ租税其ノ他  
公義務ナキ者ハ除籍ノ勅許ヲ願  
出ルコトヲ得其ノ場合ニ於テ戰  
時及第二十六條ニ規定スル場合  
ヲ除ク外除籍ヲ許可スヘシ



第二十四條 除籍證ハ其ノ交付ノ

時ヨリ効カヲ生スルモノトス  
但シ除籍証ヲ交付セラレタル者其  
ノ交付ノ日ヨリ六個月内ニ外國  
ニ移住シ又ハ外國ニ歸化セサル  
トキハ其ノ効カヲ失フ



第二十五條 除籍ハ及對ノ正條ナ  
キ場合ニ於テハ本人ノ妻及未成年  
ノ子ニ及フモノトス



第二十六條 左ニ掲クル者ハ除籍  
ヲ許可シ又ハ日本臣民身分ヲ失  
ハシメス

- 一 満十七歳以上二十四歳以下  
ノ男子但シ陸海軍現役ヲ免セ  
ラレタル者ハ其ノ限ニ在ラス
- 二 官吏及陸海軍現役ノ軍人



第二十七條 第一條ニ依リ日本帝

國臣民身分ヲ有セシ者ハ一旦之  
ヲ失ヒタルモ第三十二條ノ申出  
ヲ爲シ申出後一個年内ニ日本ニ  
歸國シテ住居ヲ定ムルニ因リ其  
ノ身分ヲ回復ス



第二十八條 第二十條第五號第六

號ニ因リ日本臣民身分ヲ失ヒタ

ル者ハ正當ナル辯明ヲ為サ、ル

間ハ身分ヲ回復スルコトヲ許サ

ス



第二十九條 第二條第三條第四條

第五條第六條第十六條第十七條

ニ依リ日本臣民ト為リタル後其  
ノ身分ヲ失ヒタル者ハ更ニ歸化  
ノ手續ヲ為スニ非サレハ日本人  
ト為ルコトヲ得ス



第四章 通則

第三十條

日本臣民身分ヲ得有シ

又ハ回復シタル者ハ外國ノ國民

身分爵位官職及其他ノ位地ヲ

保有セズ



第三十一條 身分ヲ變更スルノ効  
カハ既往ニ溯ラス



第三十二條

身分ノ撰擇、回復又ハ  
得有ニ關ル申出ハ日本ニ住居ス  
ル者ハ其ノ住居地ノ身分取扱役  
場外國ニ住居シ又ハ寄留スル者  
ハ日本ノ公使館又ハ領事館ニ之  
ヲ為スヘシ  
公正ノ法式ニ依リ委任ヲ為シタ  
ル代理人ヲ以テ前項ノ申出ヲ為  
スコトヲ得







